

——— 町会長への依頼事項 ———

1 行政文書の市民への周知について「R8年度 町会長依頼事務の手引き」P9 参照

(1) 行政文書の回覧等について

- ・毎月2回、市から依頼する文書がある場合は回覧をお願いします。
- ・回覧部数に変更になったときは、地域協働課へご連絡ください。
- ・新しい回覧板は、地域協働課又は出張所にて配布します。
- ・12月に行政連絡事務等委託料を口座振込にてお支払いします。

(2) 市広報板の管理について

町内会に広報板がある場合は、ポスターの掲示、広報板の管理をお願いします。

2 ごみ減量の推進について 「R8年度 町会長依頼事務の手引き」P13 参照

(1) 家庭系可燃ごみ指定ごみ袋について

指定ごみ袋による適正排出にご協力をお願いします。

(2) 分別収集と収集日程等の周知について

18分別と排出ルールの遵守にご理解とご協力をお願いします。

(令和8年3月号広報と同時配布の「ごみの分別と出し方」をご参照ください。)

(3) ごみ集積場の管理について

集積場の美化にご協力いただきますようお願いいたします。

- ・カラスや猫等によるごみ散乱防止のため、「可燃ごみ用被せ型ネット」、「折りたたみ式ごみ収集容器」を支給しています。
- ・ごみ集積場において、舗装、ブロック囲い、側溝蓋等、状況に応じた集積場整備への補助金を交付します。

(4) 地域資源回収団体奨励金について

登録団体による資源回収(新聞、雑誌、段ボール、布類)に対し、奨励金を支給しています。

3 募集・募金のお願いについて 「R8年度 町会長依頼事務の手引き」P17 参照

(1) 日本赤十字社活動資金(社資)募集について

日本赤十字社で行う活動は、皆さまからご寄付いただく活動資金(社資)によって成り立っています。今年度もご協力をお願いします。

社資募集の期間：5月1日（金）から6月30日（火）まで

(2) 犬山市社会福祉協議会会員募集について

住民参加による地域福祉推進のため、社会福祉協議会は会員制をとっています。「一般会員」の募集にご協力をお願いします。

会員募集の期間：5月1日（金）から6月30日（火）まで

(3) 赤い羽根募金について

だれもが住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりのため、赤い羽根募金にご協力をお願いします。

実施期間：10月1日（木）から10月31日（土）まで

(4) 歳末たすけあい募金について

支援を必要とする方々に安心して新しい年を迎えていただくため、歳末たすけあい募金にご協力をお願いします。

実施期間：12月1日（火）から12月31日（木）まで

4 安全安心なまちづくりへの協力「R8年度 町会長依頼事務の手引き」P21 参照

(1) 街頭監視活動について

市民を交通事故から守るため、各季の交通安全運動期間中に実施する街頭監視活動（年4回）にご協力をお願いします。活動の際は、帽子、ベストを着用のうえ、ハンドプレートをご持参ください。

なお、ハンドプレート、帽子、ベストは、前町会長より引き継いでください。

(2) 防災関係について

- ・町内で災害による被害が発生した場合は、地域の被害状況を迅速に把握するため、被害報告書の提出をお願いします。
- ・災害時の情報提供体制を確立するため、電話で情報をお知らせするシステム『あんしん電話』に町会長の電話番号を登録します。『あんしんメール』に合わせて、市からの情報発信にご留意ください。
- ・地震災害や、風水害に向け、災害発生時の町内における「安否確認場所」を選定しておいてください。地域による助け合いとして、いち早く安否確認をお願いします。
- ・自主防災組織は、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行うため、自主的に結成する組織です。平時での訓練や備蓄品の購入の際は、防災交通課まで

ご相談ください。詳しい内容は「町会長依頼事務の手引き」の21ページをご覧ください。

(3) 避難行動要支援者支援制度について

- ・災害発生時に自力での避難が困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者を、地域の中で支援していく仕組みです。

(4) 消防関係業務について

- ・町内会の、街頭の見やすい場所への消火器及び格納箱の設置に対して補助金を交付します。
- ・自主防災組織等で、防火・防災及び救急法等の講習・訓練会を計画し、職員の派遣を希望される場合はご相談ください。

5 土木常設員制度について 「R8年度 町会長依頼事務の手引き」P26 参照

- ・各町内会には、担当の土木常設員が配置されています。
- ・町内会で道路や水路、街路灯の修繕などの土木要望がありましたら、まずは担当の土木常設員に連絡、相談していただき、その要望を土木常設員がとりまとめ、市へ要望書を提出します。
- ・本日お配りした「町会長依頼事務の手引き」に詳しい内容と、ピンク色の別用紙で「土木常設員からのご案内」が入っておりますので、ご自宅でご確認いただきますようお願いいたします。

6 民生委員・児童委員制度について 「R8年度 町会長依頼事務の手引き」P26 参照

- ・民生委員・児童委員は、町内会単位で概ね250世帯前後に1人、全体の定数は130となっております。(ただし、令和8年3月時点で15人の欠員あり)
- ・地域住民の一員として、生活上の様々な困りごとについて相談に応じ、専門機関への「つなぎ役」を担っています。
- ・担当の民生委員・児童委員が担当地区の町会長と連携を取らせていただきますので、地域の皆様が安心して暮らせるよう、ご協力をお願いします。

7 町内会に関わる各種申請のオンライン化について

「R8 年度 町会長依頼事務の手引き」P28 参照

現在、窓口申請していただいている一部の申請において、オンラインでも申請ができるようになりました。

それぞれの手続きや補助金についてのお問合せは、各ページに記載の連絡先までご連絡ください。

犬山市ホームページ 町内会関係のオンライン手続き

<https://www.city.inuyama.aichi.jp/online/zunshi/1009063.html>



こちらの QR コードからも入れます▶

《オンラインで手続き可能な申請》

- ・翌年度新町会長の報告に関する手続き（地域協働課）
- ・ごみ集積場に関する手続き（環境課）
- ・地域資源団体に関する手続き（環境課）
- ・不法投棄監視カメラ等借用に関する手続き（環境課）
- ・剪定枝粉碎機利用に関する手続き（環境課）
- ・クリーンキーパー報告・活動用資材及び交通防犯関連資材申込(環境課、防災交通課)
- ・クリーンタウン犬山推進事業に関する手続き（環境課）
- ・自主防災組織に関する手続き（防災交通課）

※令和 8 年 4 月 1 日時点

《オンラインで手続き可能な補助金》

- ・集会所等建築費補助金（地域協働課）
- ・防災用倉庫設置補助金（防災交通課）
- ・犬山市自主防災活動支援補助金（防災交通課）
- ・防犯カメラ設置費補助金（防災交通課）
- ・地区集会施設耐震診断費補助金（都市計画課）
- ・街頭消火器設置補助金（消防署）

※令和 8 年 4 月 1 日時点

8 町内活動に係る保険について 「R8 年度 町会長依頼事務の手引き」P29 参照

- ・市では、町内会の活動をはじめとする各種団体による市民活動の振興を図るとともに、安心して活動していただけるよう、犬山市民活動保険制度を導入し万一の場合に備えています。町内会活動で事故が発生したら、町会長を通じて地域協働課までご連絡ください。